

長野県地方税滞納整理機構職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

平成23年1月4日

長野県地方税滞納整理機構条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定により、職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間及び休暇等については、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。